

別添 1

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と阪神高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第３条中、高速道路の路線名について次のとおり改める。

（20）の次に次のとおり加える。

（21）一般国道１号（淀川左岸線延伸部）（大阪市鶴見区から大阪市北区まで）

（22）一般国道２号（大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄））

第４条中「別紙１－１１」を「別紙１－１３」に改める。

第５条中「別紙１－１１」を「別紙１－１３」に改める。

第１４条中「別紙１－１１」を「別紙１－１３」に改める。

別紙１－１から１－１０を次のとおり改め、別紙１－１２、１－１３を加える。

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大和川線
(大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大和川線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府堺市堺区築港八幡町 から
大阪府松原市三宅西七丁目 まで

(ロ) 延 長 9. 1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 まで	60	0. 6	
大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	80	8. 5	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 50メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
トンネル部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 2 5 メートル (土工部)
2. 2 5 メートル (橋梁部)
2. 7 0 メートル (掘割部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速湾岸線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝ジャンクション
都市計画道路築港天美線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝出入路
一般国道２６号	堺市堺区南島町一丁付近	立体接続	鉄砲出入路
一般国道２６号	堺市堺区鉄砲町付近	立体接続	鉄砲出入路（仮称）
大阪府道大阪高石線	堺市北区北花田町三丁付近	立体接続	常磐出入路（仮称）
大阪府道大阪高石線	堺市北区常磐町三丁付近	立体接続	常磐出入路（仮称）
都市計画道路堺松原線	松原市天美北一丁目付近	立体接続	天美出入路（仮称）

(4) 工事予算 257, 219 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府堺市北区常磐町一丁まで
平成11年10月15日

ロ 大阪府堺市北区常磐町一丁から大阪府堺市北区常磐町二丁まで
平成29年10月 1日

ハ 大阪府堺市北区常磐町二丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで
平成30年 4月 1日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成29年 1月28日 (三宝ジャンクション～鉄砲 供用開始)
平成32年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

235, 545 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 232, 314 百万円) (消費税込み)

（協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連）

（機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項）

大阪府道高速大和川線
（大阪府松原市三宅西七丁目から大阪府松原市三宅中八丁目まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大和川線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府松原市三宅西七丁目 から
大阪府松原市三宅中八丁目 まで

(ロ) 延 長 0. 6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府松原市三宅西七丁目 から 大阪府松原市三宅中八丁目 まで	8 0	0. 6	

(ニ) 設計自動車荷重 2 4 5 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 5 0メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府松原市三宅西七丁目 から 大阪府松原市三宅中八丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 2 5 メートル

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都市計画道路堺松原線	松原市三宅西七丁目付近	立体接続	三宅西出入路
大阪府道高速大阪松原線	松原市三宅中八丁目付近	平面接続	三宅ジャンクション

(4) 工事予算 1, 674 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成24年 7月 1日

- なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう

②工事の完成年月日

平成25年 3月21日（供用開始）

平成26年 9月29日（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 746 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 746 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 1, 733 百万円) (消費税込み)

（協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連）

（機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項）

大阪市道高速道路淀川左岸線
（大阪府大阪市此花区島屋二丁目から大阪府大阪市此花区高見一丁目まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪市道高速道路淀川左岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から
大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで

(ロ) 延長 4. 3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から 大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで	6 0	4. 3	

(ハ) 設計自動車荷重 2 4 5 kN（B活荷重）

(ニ) 車線の幅員 3. 2 5 メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から 大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1. 2 5 又は 1. 7 5	0. 7 5	2. 0 0 又は 2. 5 0	
トンネル部分	—	—	1. 2 5 又は 1. 7 5	0. 7 5	2. 0 0 又は 2. 5 0	
橋梁高架部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

2. 0 0 メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
此花大橋	大阪市此花区北港二丁目付近	立体接続	淀川左岸舞洲出入路
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区島屋二丁目付近	平面接続	本線
大阪市道恩貴島尼崎線	大阪市此花区島屋一丁目付近	立体接続	正蓮寺川出入路
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	大開出入路
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション

(4) 工事予算 276,791 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

① 工事の着手年月日

昭和63年 2月10日

② 工事の完成年月日

平成25年 5月25日 (供用開始)

平成28年 3月30日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

139,611 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 139,611 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 138,937 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

大阪市道高速道路淀川左岸線
(大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪市道高速道路淀川左岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市此花区高見一丁目 から
大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで

(ロ) 延 長 4. 4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	6 0	4. 4	

(ニ) 設計自動車荷重 2 4 5 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 2 5メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	－	－	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
トンネル部分	－	－	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	－	－	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(チ) 付加車線の標準幅員

－

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 0 0 メートル

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	海老江北出路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区海老江六丁目付近	立体接続	海老江北入路(仮称)
大阪都市計画道路西野田中津線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀出路(仮称)
大阪市道堂島十三線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道176号(十三バイパス)	大阪市北区中津七丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道423号(新御堂筋)	大阪市北区豊崎七丁目付近	立体接続	豊崎出入路(仮称)
一般国道1号(淀川左岸線延伸部)	大阪市北区豊崎六丁目付近	平面接続	本線

(4) 工事予算 9, 3 0 9 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 大阪府大阪市此花区高見一丁目84-19から大阪府大阪市此花区高見一丁目84-12まで
昭和63年 2月10日

ロ 大阪府大阪市此花区高見一丁目84-12から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで
平成31年 4月 1日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成33年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 1 7 8 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 7 5 3 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

神戸市道高速道路2号線
(兵庫県神戸市長田区西尻池町から兵庫県神戸市長田区蓮池町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 神戸市道高速道路2号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県神戸市長田区西尻池町 から
兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで

(ロ) 延 長 1.8キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
兵庫県神戸市長田区西尻池町 から 兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで	60	1.8	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN（B活荷重）

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(木) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
兵庫県神戸市長田区西尻池町 から 兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市長田区西尻池町付近	立体接続	湊川ジャンクション
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区蓮池町付近	平面接続	本線
一般国路2号(大阪湾岸道路西伸部)	神戸市長田区西尻池町付近	平面接続	本線

(4) 工事予算 1 4 3, 0 3 3 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

① 工事の着手年月日

平成 3 年 1 2 月 1 3 日

② 工事の完成年月日

平成 2 2 年 1 2 月 1 8 日 (神戸長田～湊川ジャンクション 供用開始)

平成 2 5 年 3 月 2 8 日 (神戸長田～湊川ジャンクション 残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6 7, 6 0 6 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6 7, 6 0 6 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 6 6, 1 7 5 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪守口線（改築）（守口 J C T）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪守口線

(2) 工事の箇所 大阪府守口市大日町付近

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道天理吹田線	守口市大日町付近	立体接続	守口ジャンクション

(4) 工事予算 9, 1 6 1 百万円 (消費税込み)
※超過相当額を含む

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日
平成 2 0 年 7 月 2 日

②工事の完成年月日
平成 2 6 年 3 月 2 3 日 (供用開始)
平成 2 7 年 9 月 2 9 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 2 3 0 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 2 3 0 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 9, 2 3 0 百万円) (消費税込み)

（協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連）

（機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項）

大阪府道高速大阪松原線（改築）（松原 JCT 改良）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪松原線

(2) 工事の箇所 大阪府松原市大堀付近

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道天理吹田線	松原市大堀付近	立体接続	松原ジャンクション (北西方向連絡路追加)

(4) 工事予算 7, 9 4 7 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日
平成20年 7月 2日

②工事の完成年月日
平成27年 3月28日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 0 8 9 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 0 8 9 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 9, 0 0 6 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

阪神高速道路大阪地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
大阪府道高速大阪池田線	大阪市西成区山王一丁目	池田市木部町	30.2
大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区中之島一丁目	守口市大日町四丁目	10.8
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市港区港晴二丁目	東大阪市西石切町五丁目	19.7
大阪府道高速大阪松原線	大阪市西成区山王一丁目	松原市大堀五丁目	11.2
大阪府道高速大阪堺線	大阪府中央区高津一丁目	堺市翁橋町一丁	13.4
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市西区西本町三丁目	大阪市西淀川区佃七丁目	7.0
大阪府道高速湾岸線	大阪市西淀川区中島二丁目	泉佐野市りんくう往来北	41.5
大阪市道高速道路森小路線	大阪市旭区中宮一丁目	大阪市旭区新森一丁目	1.3
大阪市道高速道路西大阪線	大阪市西成区南開二丁目	大阪市港区弁天五丁目	3.8
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港二丁目	大阪市此花区島屋二丁目	1.3
合 計			140.2

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	・ 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大震災に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 ・ 鋼橋脚及び上部工の疲労損傷対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・ 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルートの確保、通信容量の増大化、ＩＰ化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速対応の整備を行う。 ・ 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 34,320百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

②工事の完成予定年月日
平成32年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

38,939 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 38,900 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

阪神高速道路兵庫地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
兵庫県道高速大阪池田線	尼崎市戸ノ内	川西市小戸三丁目	2.6
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市須磨区月見山町三丁目	西宮市今津水波町	25.3
兵庫県道高速大阪西宮線	尼崎市東本町一丁目	西宮市今津水波町	7.3
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東一丁目	尼崎市東海岸町	14.3
兵庫県道高速北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和	西宮市山口町下山口	32.3
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区蓮池町	神戸市須磨区白川	7.3
神戸市道高速道路北神戸線	神戸市北区有野町唐櫃	神戸市北区有野町有野	3.3
神戸市道高速道路湾岸線	神戸市垂水区名谷町	神戸市垂水区下畑町	1.2
合 計			93.6

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	- 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 - 鋼橋脚及び上部工の疲労損傷対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 - 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルート確保、通信容量の増大化、IP化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速対応の整備を行う。 - 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 17,297百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

②工事の完成予定年月日 平成32年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,707百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,693百万円) (消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

大阪府道高速大阪池田線（改築）（信濃橋渡り線（仮称））に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪池田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市西区西本町から

大阪府大阪市西区江戸堀まで

(ロ) 延長 1. 7キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府大阪市西区西本町3丁目から 大阪府大阪市西区西本町1丁目まで	60	0.8	
大阪府大阪市西区西本町1丁目から 大阪府大阪市西区西本町1丁目まで	40	0.2	
大阪府大阪市西区西本町1丁目から 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目まで	60	0.7	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル 大阪府大阪市西区西本町から
大阪府大阪市西区江戸堀まで

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府大阪市西区西本町から 大阪府大阪市西区江戸堀まで	—	—	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	1.75	0.75	2.50	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市西区西本町付近	立体接続	信濃橋渡り線（仮称）

(4) 工事予算 1 6, 3 4 5 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成23年11月21日

②工事の完成予定年月日

平成32年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1 9, 3 5 4 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1 8, 8 4 0 百万円 (消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

一般国道1号（淀川左岸線延伸部）
（大阪府大阪市鶴見区緑地公園から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道 1 号
(有料道路名 : 淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市鶴見区緑地公園 から
大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで

(ロ) 延 長 7. 6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第 2 種第 2 級 (道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	6 0	7. 6	

(ニ) 設計自動車荷重 2 4 5 kN (B 活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 2 5 メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号(淀川左岸線延伸部)	大阪市鶴見区緑地公園付近	平面接続	本線(西日本高速道路株式会社)
大阪市道鶴見区第9001号線	大阪市鶴見区横堤五丁目付近	立体接続	内環出路(仮称)
大阪市道鶴見区第9001号線	大阪市鶴見区横堤四丁目付近	立体接続	内環入路(仮称)
一般国道423号(新御堂筋)	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第1出入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第2出入路(仮称)
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	平面接続	本線

(4) 工事予算 160,000 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

① 工事の着手予定年月日

イ 大阪府大阪市鶴見区緑地公園から大阪府大阪市都島区友漕町二丁目まで
平成42年 4月 1日

ロ 大阪府大阪市都島区友漕町二丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで
平成29年 4月 1日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、会社が
公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

② 工事の完成予定年月日

平成44年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

205,959 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 196,768 百万円) (消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄））
（兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道2号
(有料道路名 : 大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目 から
兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目 まで

(ロ) 延 長 14.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級 (道路構造令)
第2種第2級 (道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目まで	80	13.1	
兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目から 兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで	60	1.4	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル
3.25メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目まで	6車線	6車線	
兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目から 兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	1.75×2	3.50	1. 7 5	0. 7 5	2. 5 0	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 2 5メートル

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東一丁目付近	平面接続	本線
臨港道路	神戸市東灘区向洋町西二丁目付近	立体接続	六甲アイランド西出入路(仮称)
臨港道路	神戸市中央区港島四丁目付近	立体接続	ポートアイランド東出入路(仮称)
臨港道路	神戸市中央区港島中町八丁目付近	立体接続	ポートアイランド西出入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区南駒栄町付近	立体接続	駒栄(南向き)出入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区南駒栄町付近	立体接続	駒栄(北向き)入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区駒栄町一丁目付近	立体接続	駒栄(北向き)出路(仮称)
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区西尻池町五丁目付近	平面接続	本線

(4) 工事予算 250,000百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から兵庫県神戸市東灘区向洋町西一丁目まで

平成29年 4月 1日

ロ 兵庫県神戸市東灘区向洋町西一丁目から兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目まで

平成38年 4月 1日

ハ 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目から兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで

平成29年 4月 1日

・なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、会社が公共事業者から事業引継を受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成44年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

323, 714百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 309, 198百万円) (消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	3,743
H19	2,992
H20	6,361
H21	7,254
H22	12,144
H23	7,500
H24	8,568
H25	13,105
H26	12,518
H27	38,551
H28	19,199
H29	23,463
H30	24,709
H31	34,388
H32	21,806
H33	21,267
H34	15,350
H35	15,761
H36	19,400
H37	15,693
H38	15,795
H39	15,849
H40	15,838
H41	16,142
H42	16,185
H43	16,239
H44	16,533
H45	16,942
H46	16,962
H47	16,991
H48	17,055
H49	17,887
H50	17,913
H51	17,943
H52	17,966
H53	18,135
H54	18,134
H55	18,391
H56	18,660
H57	18,662
H58	18,841
H59	18,854
H60	18,853
H61	18,850
H62	18,850
H63	18,874
H64	19,606
H65	19,605
H66	19,605
H67	19,605
H68	19,605
H69	19,605
H70	19,605
H71	19,605
H72	19,605
H73	19,605
H74	9,131

(注1) 平成18年度から平成27年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

(注3) 特定更新等工事に要する費用に係る額を除く。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第 6 条第 1 項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

債務引受限度額	6,079
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第 7 条第 1 項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

阪神高速道路株式会社に対する無利子貸付計画

(百万円、消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H18	15,572
H19	20,158
H20	18,418
H21	15,105
H22	16,916
H23	18,536
H24	20,500
H25	14,214
H26	13,842
H27	10,998
H28	3,876
H29	3,510
H30	3,096
H31	4,357
H32	1,800
H33	0
H34	0
H35	0
H36	0
H37	0
H38	0
H39	0
H40	0
H41	0
H42	0
H43	0
H44	0
H45	0
H46	0
H47	0
H48	0
H49	0
H50	0
H51	0
H52	0
H53	0
H54	0
H55	0
H56	0
H57	0
H58	0
H59	0
H60	0
H61	0
H62	0
H63	0
H64	0
H65	0
H66	0
H67	0
H68	0
H69	0
H70	0
H71	0
H72	0
H73	0
H74	0

注) 平成18年度から平成27年度は実績値を、平成28年度は実績見込み額を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

阪神高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(百万円、消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分		うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(147,723) 147,723	(19,829) 10,732	(111,997) 121,107	(4,206) 3,599	(107,791) 117,508
H 1 9	(146,986) 146,986	(19,718) 10,672	(111,371) 134,633	(4,182) 4,001	(107,189) 130,632
H 2 0	(146,498) 137,970	(19,644) 9,938	(110,956) 126,415	(4,167) 3,757	(106,790) 122,658
H 2 1	(131,661) 119,397	(17,413) 8,426	(98,352) 109,678	(3,693) 3,260	(94,659) 106,418
H 2 2	(135,455) 121,332	(17,983) 8,583	(101,575) 96,865	(3,814) 2,879	(97,761) 93,986
H 2 3	(127,152) 127,152	(9,024) 9,024	(101,835) 101,835	(3,026) 3,026	(98,809) 98,809
H 2 4	(130,237) 132,318	(9,193) 9,362	(103,743) 105,654	(3,083) 3,140	(100,659) 102,514
H 2 5	(135,875) 135,875	(9,652) 9,652	(108,922) 108,922	(3,237) 3,237	(105,685) 105,685
H 2 6	(142,506) 139,934	(10,242) 10,033	(115,586) 113,223	(3,435) 3,365	(112,151) 109,859
H 2 7	(137,374) 137,374	(9,749) 9,749	(110,023) 110,023	(3,270) 3,270	(106,753) 106,753
H 2 8	(142,222) 134,633	(10,144) 9,526	(114,476) 107,505	(3,402) 3,195	(111,074) 104,310
H 2 9	148,240	10,634	120,004	3,566	116,438
H 3 0	152,208	10,957	123,649	3,675	119,974
H 3 1	153,118	11,031	124,486	3,700	120,786
H 3 2	158,227	11,447	129,179	3,839	125,340
H 3 3	161,422	11,707	132,113	3,926	128,187
H 3 4	168,344	12,270	138,472	4,115	134,357
H 3 5	171,039	12,490	140,948	4,189	136,759
H 3 6	171,973	12,566	141,806	4,214	137,591
H 3 7	173,915	12,724	143,589	4,267	139,322
H 3 8	175,542	12,856	145,084	4,312	140,772
H 3 9	177,365	13,005	146,758	4,362	142,397
H 4 0	179,243	13,158	148,484	4,413	144,071
H 4 1	180,670	13,274	149,795	4,452	145,343
H 4 2	182,429	13,417	151,411	4,500	146,911
H 4 3	182,429	13,417	151,410	4,500	146,910
H 4 4	196,647	14,574	164,471	4,888	159,583
H 4 5	199,205	14,782	166,821	4,958	161,863
H 4 6	201,347	14,957	168,789	5,016	163,772
H 4 7	199,485	14,805	167,078	4,965	162,112
H 4 8	197,897	14,676	165,619	4,922	160,697
H 4 9	196,183	14,537	164,045	4,875	159,170
H 5 0	194,841	14,427	162,812	4,839	157,973
H 5 1	193,313	14,303	161,408	4,797	156,612
H 5 2	191,681	14,170	159,909	4,752	155,157
H 5 3	189,697	14,009	158,087	4,698	153,389
H 5 4	188,200	13,887	156,711	4,657	152,054
H 5 5	186,395	13,740	155,053	4,608	150,445
H 5 6	184,959	13,623	153,734	4,569	149,166
H 5 7	183,654	13,517	152,535	4,533	148,002
H 5 8	182,507	13,423	151,482	4,502	146,980
H 5 9	181,057	13,305	150,150	4,462	145,688
H 6 0	179,219	13,156	148,461	4,412	144,049
H 6 1	177,405	13,008	146,796	4,363	142,433
H 6 2	175,879	12,884	145,393	4,321	141,072
H 6 3	174,185	12,746	143,837	4,275	139,563
H 6 4	172,523	12,611	142,311	4,229	138,082
H 6 5	170,898	12,478	140,818	4,185	136,633
H 6 6	169,442	12,360	139,480	4,145	135,335
H 6 7	168,198	12,259	138,338	4,111	134,227
H 6 8	166,668	12,134	136,933	4,070	132,863
H 6 9	165,142	12,010	135,530	4,028	131,502
H 7 0	163,787	11,899	134,285	3,991	130,295
H 7 1	162,438	11,790	133,046	3,954	129,092
H 7 2	161,412	11,706	132,104	3,926	128,178
H 7 3	159,946	11,587	130,758	3,886	126,872
H 7 4	57,229	3,226	36,402	1,082	35,320

注1) 平成18年度から平成27年度の上段 () 内は計画値、下段は実績値を、平成28年度の上段 () 内は計画値、下段は実績見込額を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

阪神高速道路株式会社における計画料金収入

(百万円、消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(189,911) 189,740
H 1 9	(190,640) 189,834
H 2 0	(191,065) 180,626
H 2 1	(177,337) 163,300
H 2 2	(181,344) 165,408
H 2 3	(168,933) 169,546
H 2 4	(171,685) 175,483
H 2 5	(178,428) 177,934
H 2 6	(184,388) 179,972
H 2 7	(182,758) 181,526
H 2 8	(188,628) 181,040
H 2 9	192,290
H 3 0	196,434
H 3 1	198,379
H 3 2	202,976
H 3 3	207,139
H 3 4	213,644
H 3 5	215,591
H 3 6	217,045
H 3 7	218,499
H 3 8	219,926
H 3 9	221,380
H 4 0	222,806
H 4 1	224,260
H 4 2	225,687
H 4 3	225,687
H 4 4	243,055
H 4 5	245,544
H 4 6	248,004
H 4 7	246,238
H 4 8	244,502
H 4 9	242,794
H 5 0	241,058
H 5 1	239,379
H 5 2	237,671
H 5 3	235,993
H 5 4	234,343
H 5 5	232,664
H 5 6	231,044
H 5 7	229,394
H 5 8	227,773
H 5 9	226,181
H 6 0	224,561
H 6 1	222,998
H 6 2	221,406
H 6 3	219,843
H 6 4	218,309
H 6 5	216,746
H 6 6	215,212
H 6 7	213,707
H 6 8	212,202
H 6 9	210,698
H 7 0	209,221
H 7 1	207,716
H 7 2	206,269
H 7 3	204,793
H 7 4	95,345

(注1) 平成18年度から平成27年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成28年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙 8

(協定第 1 2 条関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 8 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

料金の額及びその徴収期間

〔1〕 基本料金の額

阪神高速道路（本協定第3条に規定する高速道路の路線名中、（1）から（22）の路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

一. 1キロメートル当たりの料金の額と固定額

（1） 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

（注） 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

（2） 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する固定額は、250円とする。

二. 適用方法

（1） 利用距離

阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の利用距離は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。

（注）

A 利用距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する利用

距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。なお、別紙 1－10 に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行したときの最短経路により算出した距離を利用距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を利用距離とする。

c: 実際に通行した阪神高速道路の入口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）及び阪神高速道路の出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）による利用距離に比して、当該入口の直前の入口等又は当該出口の直後の出口等を採用した場合の利用距離が短くなる場合については、当該直前の入口等又は当該直後の出口等を利用したものとして利用距離を適用する。ただし、実際に通行した入口等及び出口等が、当該利用距離を適用する入口等及び出口等相互間の最短経路上に存在する経路に限る。

d: 記〔6〕一により通行する場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでの利用距離と引き続いて阪神高速道路に再流入してから利用距離を合算した距離を利用距離とする。なお、記〔6〕一により通行する場合の経路〔ただし、神戸市道生田川箕谷線（全線を通行する経路に限る。）と兵庫県道高速神戸西宮線とを引き続いて通行する場合は除く。〕は、a に規定する出入口等の相互間の経路に含めない。

B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号。以下「建設省令」という。）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものと同みなす。以下同じ。〕以外の自動車。以下同じ。〕は、入口等から利用可能（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。）な最遠の出口等までの距離（別添 3 に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とする。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添 2 又は別添 3 に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に届出をする。

（2）出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の利用距離に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額＝L R＋F （単位：円）

注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：出入口等の相互間の利用距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をC、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B及びCの走行により迂回走行した自動車が、Cにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向にDまで走行した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算して、記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

② 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aからの利用距離に応じて記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

[2] 特別の措置

一. 1キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、記〔1〕一(1)にかかわらず、平成29年6月1日以降阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から平成34年3月31日までの間、下表1を適用する。

なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。ただし、本協定別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する

表1

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	31.5864

大型車	48.708
特大車	63.1728

二. 下限料金の額

記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない場合は、記〔1〕及び〔2〕一にかかわらず、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から平成34年3月31日までの間は、下表2の車種区分に応じた料金の額を適用し、平成34年4月1日以降は、下表3の車種区分に応じた料金の額を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表2

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	285.8215
大型車	359.4444
特大車	421.6430

表3

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

(注)

- A 現金車は、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離）を利用距離とし、その利用距離に応じて料金の額を適用する。ただし、記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金

の額に満たない場合は、上表 2 又は上表 3 の料金の額を適用する。

B 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添 2 又は別添 3 に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に機構に届出をする。

三. 相互利用時の料金の額

(1) 一般国道 2 号（第二神明道路）との相互利用区間の料金の額

下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記〔1〕並びに〔2〕一及び二にかかわらず、1 回の通行につき同表の相互利用区間の料金の額とする。なお、下表に掲げる区間と一般国道 2 号（第二神明道路）の兵庫県道高速神戸西宮線との接続部から名谷 J C T までの区間及び垂水 J C T から永井谷 J C T までの区間の全部又は一部とを連続して通行する場合の料金の額については、一般国道 2 号（第二神明道路）の料金の額を含め、同表の相互利用区間の料金の額とする。

路線名	相互利用区間の料金を 徴収する区間	相互利用区間の料金の額（円）		
		普通車	大型車	特大車
兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線	伊川谷 J C T から永井谷 J C T までの区間及び垂水 J C T から名谷 J C T までの区間の全部又は一部	190. 477	285. 715	666. 667

(注) 上表の普通車、大型車及び特大車の種類は、別添 4 のとおりとする。

(2) 一般国道 1 号（淀川左岸線延伸部）相互利用時の料金の額

阪神高速道路を通行する自動車が、西日本高速道路株式会社の管理する一般国道 1 号（淀川左岸線延伸部）（以下「西日本高速分」という。）を連続して通行する場合は、記〔1〕二（1）に定める利用距離と西日本高速分の利用距離を通算し、当該通行を 1 回の利用としたうえで、西日本高速分を含め、記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額とする。（記〔3〕一から五まで、八及び十一から十三までにおいて同じ。）

四. 神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

記〔1〕にかかわらず、神戸市道生田川箕谷線のみを通行する道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）第 1 条第 2 項に規定する第二種原動機付自転車の料金の額は、4 7. 6 1 9 円を適用する。

〔3〕基本料金及び特別の措置における割引

一. 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車

(2) 割引後の額

① 記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から平成34年3月31日までの間は下表1の車種区分に応じた割引後の額を適用し、平成34年4月1日以降は、下表2の車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表1

車種区分	割引後の額 (円)
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1277.6345
大型車	1888.8756
特大車	2405.2690

表2

車種区分	割引後の額 (円)
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1414.6368
大型車	1888.8756
特大車	3048.1260

二. 障害者割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務

所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード〔建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したETCシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。〕を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

（2）割引率

割引率は50%以下とする。

三. ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出が

なされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）。ただし、記〔2〕三（1）の区間のみを通行する自動車を除く。

（2）割引率

割引率は39%以下とする。

四．環境ロードプライシング割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

E T C車のうち、兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。）する自動車〔ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のうち摩耶出入口から西宮 I C出入口までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線、大阪府道高速大阪西宮線又は一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）を通行する場合は除く。〕並びに大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち天保山出入口から鳴尾浜出入口までの区間の全部又は一部の区間及び大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港 J C T（淀川左岸舞洲出入口を含む。）から大開出入口までの区間の全部又は一部の区間を通行する自動車（ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。）で、次に掲げるもの

① 大型車及び特大車

② 中型車のうちE T Cコーポレートカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車（以下、（2）において「登録中型車」という。）

ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

（2）割引率等

① 割引率

割引率は30%とする。ただし、下表1に掲げる利用区間を通行する場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引率を適用する。

表1

利用区間	割引率	
	大型車及び特大車	登録中型車

兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から南芦屋浜出入口までの一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港 J C T から大開出入口までの区間を越えて連続して通行（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくう J C T までの区間の出入口を起着点とする場合は除く。	15%
兵庫県道高速湾岸線のうち西宮浜出入口を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港 J C T から大開出入口までの区間を越えて連続して通行する場合	10%
大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくう J C T までの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間と連続して通行（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合は除く。	

② 割引後の額

下表 2 に掲げる利用区間を通行する場合においては、記①本文の割引率を適用した割引後の額が下表 2 に掲げる区分に応じた割引後の額を超える場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引後の額を適用する。

表 2

利用区間	割引後の額（円）	
	大型車及び特大車	登録中型車
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎末広出入口（東行出口及び西行入口に限る。）又は尼崎東海岸出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち南芦屋浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合	933. 333	466. 666

兵庫県道高速湾岸線のうち、六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から鳴尾浜出入口までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	666. 666	333. 333
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ及び鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	533. 333	266. 666
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ又は鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部若しくは一部の区間のみを通行する場合	266. 666	133. 333

五. 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

（１）割引を適用する自動車

ＥＴＣ車のうち、ＥＴＣコーポレートカードを会社が別に定めるところにより使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車。

ただし、記〔２〕三（１）の区間のみを通行する自動車を除く。

（２）割引率

① 車両単位割引

イ 記（１）の自動車が使用するＥＴＣコーポレートカード１枚ごとに徴収する料金の額の１ヵ月の合計額〔平成１８年３月３１日付で締結した「京都市道高速道路１号線等に関する協定」第３条に規定する高速道路の路線名（１）及び（２）の路線（以下「京都圏」という。）における月間利用額と合算して計算する。〕に応じて、下表１に掲げる割引率を適用する。ただし、平成２９年６月１日以降会社が別に定める日から平成４４年３月３１日までの間にあっては、下表１にかかわらず、下表２に掲げる割引率を適用する。

ロ 平成２９年６月１日以降会社が別に定める日から平成４４年３月３１日までの間〔ただし、下表３の兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道２号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間にあっては、一般国道２号（大阪湾岸道路西伸部）の供用開始の期日の前日までの間に限る。〕においては、イに加えて、同表に掲げる路線のみの通行（同表に掲げる路線のみを連続して通行する場合を含む。）に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表４に掲げる割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日

から本割引を適用する。

表 1

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～10,000 円以下の部分	3%
10,000 円超～35,000 円以下の部分	6%
35,000 円超～70,000 円以下の部分	8%
70,000 円を超える部分	13%

表 2

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～10,000 円以下の部分	10%
10,000 円超～30,000 円以下の部分	15%
30,000 円を超える部分	20%

表 3

路線名
大阪府道高速大阪松原線のうち大阪府道高速大和川線との分合流部から松原 J C T までの区間
大阪府道高速大阪湾岸線
大阪府道高速大和川線
大阪市道高速道路淀川左岸線
兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道 2 号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間
兵庫県道高速湾岸線
神戸市道高速道路 2 号線
兵庫県道高速北神戸線

神戸市道高速道路北神戸線

表 4

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	5%

② 契約単位割引

- イ 利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の阪神高速道路における月間利用額の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。ただし、阪神高速道路における月間利用額（京都圏における月間利用額を含めない。）に限り、5%の割引率を加えて適用する。
- ロ この割引は平成44年3月31日までとする。

六. 大阪都心流入割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車

(2) 割引を適用する利用距離

下表のA欄に掲げる西日本高速道路株式会社、大阪府道路公社又は会社が管理する道路、B欄に掲げる西日本高速道路株式会社が管理する区間及びC欄に掲げるジャンクションを連続して通行し、D欄に掲げる出入口等を利用した場合（ただし、B欄に記載が無い場合は、A欄に掲げる西日本高速道路株式会社又は会社が管理する道路及びC欄に掲げるジャンクションを連続して通行し、D欄に掲げる出入口等を利用した場合）の出入口等の相互間の距離（A欄の大阪府道高速大阪東大阪線を通行し、当該通行において会社が管理する道路の通行が2回となる場合は、これを1回の通行とみなす。）は、それぞれE欄に掲げる利用距離を適用する。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、同表について軽微な変更を行う場合には、事前に機構に届出をする。

A	B	C	D	E
一般国道1号（第二京阪道路）〔ただし、ETC2.0車以外のETC車は、当該	門真JCTから守口JCTまで	守口JCT	北浜、本町、道頓堀、夕陽丘（出口に限る）、	9.1km

道路の出入口（京都市道高速道路2号線との接続部を除く。）を起点又は終点とする場合に限る。また、平成31年3月31日までの間は、ETC2.0車が京都市道高速道路2号線との接続部を通行する場合を除く。]	門真JCTから東大阪JCTまで	東大阪JCT	なんば、信濃橋（出口に限る）、土佐堀又は湊町（出口に限る）	
	門真JCTから松原JCTまで	松原JCT		
	門真JCTから守口JCTまで	守口JCT	堂島、高麗橋、長堀、高津、夕陽丘（入口に限る）、えびす町、四ツ橋、信濃橋（入口に限る）又は湊町（入口に限る）	8.6km
	門真JCTから東大阪JCTまで	東大阪JCT		
	門真JCTから松原JCTまで	松原JCT		
大阪府道高速大阪東大阪線のうち一般国道308号（第二阪奈道路）との接続部から東大阪JCTまでの区間	東大阪JCTから守口JCTまで	守口JCT	北浜、本町、道頓堀、夕陽丘（出口に限る）、なんば、信濃橋（出口に限る）、土佐堀又は湊町（出口に限る）	A欄に掲げる道路の通行時に、中野入口を利用した場合10.0km、水走入口を利用した場合12.1km、一般国道308号（第二阪奈道路）との接続部を利用した場合12.7km
	—	東大阪JCT		
	東大阪JCTから松原JCTまで	松原JCT		
	東大阪JCTから守口JCTまで	守口JCT	堂島、高麗橋、長堀、高津、夕陽丘（入口に限る）、えびす町、四ツ橋、信濃橋（入口に限る）	A欄に掲げる道路の通行時に、中野出口を利用した場合9.5km、水走出口

	—	東大阪 J C T	に限る) 又は湊町 (入口に限る)	を利用した場合 11. 6km、一般国道 308号 (第二阪奈道 路) との接続部を 利 用 し た 場 合 12. 2km
	東大阪 J C T から松原 J C T まで	松原 J C T		
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田 線 (西名阪自動車道)	松原 J C T から守口 J C T まで	守口 J C T	北浜、本町、道頓堀、 夕陽丘 (出口に限る)、 なんば、信濃橋 (出口 に限る)、土佐堀又は湊 町 (出口に限る)	11. 4km
	松原 J C T から東大阪 J C T まで	東大阪 J C T		9. 1km
	—	松原 J C T		12. 8km
	松原 J C T から守口 J C T まで	守口 J C T	堂島、高麗橋、 長堀、高津、夕陽丘 (入 口に限る)、えびす町、 四ツ橋、信濃橋 (入口 に限る) 又は湊町 (入 口に限る)	11. 5km
	松原 J C T から東大阪 J C T まで	東大阪 J C T		8. 6km
	—	松原 J C T		12. 7km
大阪府道美原太子線 (南阪奈有料道路)	美原 J C T から守口 J C T まで	守口 J C T	北浜、本町、道頓堀、 夕陽丘 (出口に限る)、 なんば、信濃橋 (出口 に限る)、土佐堀又は湊 町 (出口に限る)	11. 4km
	美原 J C T から東大阪 J C T まで	東大阪 J C T		9. 1km
	美原 J C T から松原 J C T まで	松原 J C T		12. 8km

	美原 J C T から守口 J C T まで	守口 J C T	堂島、高麗橋、 長堀、高津、夕陽丘（入口に限る）、えびす町、 四ツ橋、信濃橋（入口に限る）又は湊町（入口に限る）	11. 5km
	美原 J C T から東大阪 J C T まで	東大阪 J C T		8. 6km
	美原 J C T から松原 J C T まで	松原 J C T		12. 7km

(注) 上表の「E T C 2. 0 車」は、E T C 車のうち、一般財団法人 I T S サービス高度化機構が定める E T C 2. 0 車載器 D S R C 部使用規程第 1 条に規定する車載器 D S R C 部を使用し、国土交通省、六会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器の I D 付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針 1.（1）に規定する車載器の I D 付きプローブ情報の提供を行う自動車をいう。

(3) 実施する期間

この割引は平成 4 4 年 3 月 3 1 日までとする。

七. 神戸都心流入割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C 車のうち、兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路 2 号線及び兵庫県道高速神戸西宮線又は兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道生田川箕谷線を連続して通行する自動車

(2) 割引後の額

下表の左欄に掲げる出入口等と右欄に掲げる出入口等の組合せで連続して通行した場合の料金の額が、兵庫県道高速神戸西宮線のうち生田川出入口から一般国道 2 号（第二神明道路）との接続部まで通行した場合の料金の額と記〔2〕三（1）の表に掲げる料金の額との合計額を超える場合は、当該合計額を割引後の額とする。

出入口等	出入口等
伊川谷 J C T、永井谷、前開、布施畑 J C T、布施畑東、しあわせの村（東行入口及び西行出口）	生田川、京橋、柳原、神戸長田、国道 2 号、二宮、神若、新神戸駅

(3) 実施する期間

この割引は平成 4 4 年 3 月 3 1 日までとする。

八. 短距離区間利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、入口等Aから当該入口等Aの直後の出口等Bまでの利用距離が 4.3 km以下である区間を通行する自動車。なお、当該Bを入口等として当該Aを出口等として通行する場合において、当該B A区間（BからA方向に通行する間に他の出口がある場合も含む。）においても当該割引を適用する。ただし、記〔2〕三（1）の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引後の額

記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から平成34年3月31日までの間は記〔2〕二の表2、平成34年4月1日以降は記〔2〕二の表3に掲げる車種区分に応じた料金の額を超える場合は、当該料金の額を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(3) 実施する期間

この割引は平成44年3月31日までとする。

九. 池田線時間帯割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち神田出入口から池田木部出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

(2) 割引後の額

記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる区分、時間帯及び車種ごとに、割引後の額を超える場合、同表の割引後の額を適用する。

区分	時間帯	割引後の額（円）	
		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
平日 （月曜日～金曜日）	6：00 以後～9：00 前	142. 857	285. 714
	17：00 以後～20：00 前		

（注）平日（月曜日～金曜日）は、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び会社が別に定め

る日とする。)を除く。

(3) 実施する期間

この割引は平成44年3月31日までとする。

十. 西大阪線端末区間割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち北津守出入口から安治川出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

(2) 割引後の額

記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が下表に掲げる割引後の額を超える場合は、ETC車は、下表1に掲げる時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用し、現金車は下表2に掲げる時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表1

区分	時間帯	割引後の額 (円)	
		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
全日	6:00 以後～22:00 前	190.476	380.952
	0:00 以後～6:00 前 22:00 以後～24:00 前	95.238	190.476

表2

区分	時間帯	割引後の額 (円)	
		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
全日	終日	190.476	380.952

(3) 実施する期間

この割引は平成44年3月31日までとする。

十一．阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車

(2) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて実施する期間を設定する。

(4) 割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて設定する。

(5) 事前の届出

個々の企画割引ごとに記（１）から記（４）までの内容について、事前に機構に届出をする。

十二．有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

(2) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(4) 割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(5) 事前の届出

個々の社会実験ごとに記（１）から記（４）までの詳細について、事前に機構に届出をする。

十三. 割引相互間の適用関係

- (1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引及び神戸都心流入割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、障害者割引との重複適用のない割引（以下「非重複割引等」という。）を適用した場合の方が低い額になる場合は、非重複割引等を適用する。
- (2) ETC路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引及び神戸都心流入割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。
- (3) 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、事業者向け大口・多頻度割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、短距離区間利用割引、池田線時間帯割引及び西大阪線端末区間割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

○・・・重複適用あり
×・・・重複適用なし

	上限料金							
環境R P	○	環境R P						
大口・多頻度	○	○	大口・多頻度					
大阪流入	○	×	○	大阪流入				
神戸流入	○	×	○	×	神戸流入			
短距離	○	×	○	×	×	短距離		
池田	○	×	○	×	×	×	池田	
西大阪	○	×	○	×	×	×	×	西大阪

(注) 「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「環境R P」は環境ロードプライシング割引、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引、「大阪流入」は大阪都心流入割引、「神戸流入」は神戸都心流入割引、「短距離」は短距離区間利用割引、「池田」は池田線時間帯割引、

「西大阪」は西大阪線端末区間割引をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引
3	環境ロードプライシング割引
4	短距離区間利用割引又は池田線時間帯割引若しくは西大阪線端末区間割引を比較して割引後の額が低い額となる割引を適用
5	事業者向け大口・多頻度割引

〔4〕消費税等の取扱い及び料金の単位

次の各号に掲げる額について、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

- 一. 記〔1〕二（2）に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額
- 二. 記〔2〕二、三及び四に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額
- 三. 記〔3〕一、四、六、七、八、九及び十に定める割引を適用した額（記一、四、七、八、九及び十に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）

〔5〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成74年9月18日までとする。

〔6〕その他

- 一. 乗継について

阪神高速道路のうち下表のA路線欄に掲げる路線とB路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（ただし、会社が別に定める出入口等を通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はE T Cシステムに当該通行実績を記録したE T C車それぞれについて、会社が別に定める期間、これを1回の通行とみなす。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、同表について軽微な変更を行う場合には、事前に機構に届出をする。

A路線	B路線	備考
大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（大浜出入口以南）	A路線とB路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線（摩耶出入口以西）	兵庫県道高速湾岸線	
大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（堂島入口以東）	A路線からB路線へ通行する場合に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	A路線とB路線とをE T C車で通行する場合に限る。

二. 実施期日

記〔1〕から記〔3〕までに掲げる事項は平成29年6月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前の〔3〕五（2）、（3）、（4）、（5）、（6）及び八の「平成29年3月31日」を「平成29年6月1日以降会社が別に定める日の前日」に読み替えた上で従前のおりとする。

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの

	リ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（２車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（１車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上で３車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第３条第１項第２号イに定める値以下かつ４車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上で車軸数が３以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条第１項に定める限度以下で、車軸数が４のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（３車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が３０人以上又は車両総重量８トン以上のもののうち、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして阪神高速道路株式会社が認めたもの及び同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第２１条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量８トン以上のもののうち、乗車定員が２９人以下で、かつ車両の長さが９メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（２車軸）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（２車軸以上）との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（１車軸）との連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車（２車軸）と被けん引自動車（１車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（４車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が４以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（へ、リ及び フに該当するものを除く。）
ヨ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上又は車両総重量 8 トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別添2

- 出入口等の相互間の利用距離（単位：km）
- ・「－」・・・距離を算出できない、又は通常通行されない経路

大阪府道高速大阪池田線 （1号環状線）													えびす町	なんば
													0.3	
													7.2	0.7
													0.6	1.3
													7.6	－
													7.0	6.6
													6.9	－
													5.8	5.4
													2.3	－
													3.8	4.3
													6.5	－
													3.5	－
													5.2	5.7
													5.7	5.3
													5.1	－
													4.5	5.8
													5.5	6.1

						土佐堀
						0.9
						0.9
						5.5
						8.2
						－
						1.6
						2.5
						6.6
						－
						7.5
						4.0
						4.4
						5.0
						3.7
						－
						4.6
						2.1
						－
						3.4
						2.7
						3.4
						－
						4.3
						4.6

環状線・大阪港線分岐（16号大阪港線と3号神戸線とを1号環状線を介して往來する場合）の特例

環状線・大阪港線分岐	環状線・大阪港線分岐
5.1	

[illegible]

大阪府道高速大阪守口線・大阪市道高速道路森小路線 (12号守口線・森小路線)									森小路
							守口 JCT	国道1号	-
						守口	-	-	-
					城北	-	-	-	-
				都島	-	-	-	-	-
			長柄	-	-	-	-	-	-
		扇町	0.6	-	3.7	9.2	9.6	9.8	5.4
環状線・守口線分岐	南森町	-	1.0	3.5	-	9.6	10.0	10.2	5.8
	0.6	1.0	1.6	4.1	4.7	10.2	10.6	10.8	6.4

大阪府道高速大坂東大坂線 (13号東大坂線)								第二阪奈
					東大坂荒本・ 東大坂JCT	中野	水走	-
				長田	-	0.9	3.0	3.6
			高井田	-	-	-	-	-
		森之宮	-	-	-	-	-	-
	法円坂	-	3.1	5.3	6.2	7.1	9.2	9.8
環状線・東大坂線分岐	0.6	-	4.9	7.1	8.0	8.9	11.0	11.6

大阪府道高速大阪松原線 (14号松原線)										松原 J C T	
								大堀	-		
								松原線・大和川線 分岐	0.9	1.6	
							三宅	-	-		
							喜連瓜破	-	-		
						平野	0.8	2.6	-	4.5	5.2
					駒川	-	-	-	-	-	
				文の里	1.6	-	4.5	6.3	-	8.2	8.9
			阿倍野	-	-	-	-	-	-	-	
		天王寺	-	-	-	-	-	-	-	-	
環状線・松原線分岐			-	-	-	-	-	-	-	-	
		0.6	0.7	-	4.8	-	7.7	9.5	-	11.4	12.1

大阪府道高速大阪堺線・大阪市道高速道路西大阪線 (15号堺線・17号西大阪線)										大正西		安治川															
										弁天町		-															
										大正東		0.5		1.5													
										-		-		-													
										0.3		2.1		3.1													
										10.3		-		12.1		13.1											
										-		9.7		11.5		12.5											
										-		6.4		8.2		9.2											
										-		3.7		5.5		6.5											
環状線・堺線分岐										湊町		汐見橋		芦原		津守		玉出		住之江		堺		国道26号		北津守	
										0.0		-		-		-		5.6		8.3		11.6		12.2			

大阪府道高速大阪東大阪線 (16号大阪港線)						天保山・天保山JCT
環状線・大阪港線分岐	阿波座	大阪港線・神戸線分岐	西長堀	本田・九条	波除	3.2
				0.7	—	—
	—	—	—	—	—	
	—	0.4	—	1.5	—	6.4
	—	0.9	—	2.0	—	6.9

大阪府道高速大阪西宮線・兵庫県道高速大阪西宮線・兵庫県道高速神戸西宮線
(3号神戸線)

														摩耶
														－
														1.3
														5.9
														－
														－
														10.5
														12.8
														－
														16.6
														－
														22.2
														－
														24.2
														26.4
														27.0
														27.3

							第二神明
							－
							－
							3.5
							5.4
							8.8
							10.0
摩耶	2.3	3.5	6.9	8.8	10.8	12.1	12.3
魚崎	－	－	－	－	－	－	－
深江	8.2	9.4	12.8	14.7	16.7	18.0	18.2
芦屋	－	－	－	－	－	－	－
西宮	12.8	14.0	17.4	19.3	21.3	22.6	22.8
西宮 I C	15.1	16.3	19.7	21.6	23.6	24.9	25.1
武庫川	－	－	－	－	－	－	－
尼崎西	18.9	20.1	23.5	25.4	27.4	28.7	28.9
尼崎東	－	－	－	－	－	－	－
大和田	24.5	25.7	29.1	31.0	33.0	34.3	34.5
姫島	－	－	－	－	－	－	－
海老江・海老江 J C T	26.5	27.7	31.1	33.0	35.0	36.3	36.5
中之島西	28.7	29.9	33.3	35.2	37.2	38.5	38.7
西長堀	29.3	30.5	33.9	35.8	37.8	39.1	39.3
大阪港線・神戸線分岐	29.6	30.8	34.2	36.1	38.1	39.4	39.6

[illegible]

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線・一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）
（4号・5号湾岸線）

[illegible]

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線・一般国道２号（大阪湾岸道路西伸部）
（４号・５号湾岸線）

							泉佐野南	りんくう ＪＣＴ
								－
					貝塚（南行）	泉佐野北	－	－
			岸和田南 （南行）	貝塚（北行）	－	1.9	4.1	5.0
		岸和田南 （北行）	－	0.9	－	4.4	6.6	7.5
	岸和田北	3.2	－	－	－	－	－	－
		2.3	5.5	7.6	－	8.8	11.0	11.9
泉大津（南行）	2.3	5.5	7.6	－	11.1	13.3	14.2	14.2
泉大津（北行）	－	－	－	－	－	－	－	－
助松	5.0	8.2	－	10.3	－	13.8	16.0	16.9
高石	6.8	10.0	－	12.1	－	15.6	17.8	18.7
浜寺	－	－	－	－	－	－	－	－
石津	10.3	13.5	－	15.6	－	19.1	21.3	22.2
出島	－	－	－	－	－	－	－	－
大浜	13.1	16.3	－	18.4	－	21.9	24.1	25.0
三宝・三宝JCT	15.7	18.9	－	21.0	－	24.5	26.7	27.6
南港南	18.2	21.4	－	23.5	－	27.0	29.2	30.1
南港中	－	－	－	－	－	－	－	－
南港北	－	－	－	－	－	－	－	－
天保山・天保山ＪＣＴ	24.4	27.6	－	29.7	－	33.2	35.4	36.3
湾岸舞洲・北港ＪＣＴ	26.5	29.7	－	31.8	－	35.3	37.5	38.4
中島	29.1	32.3	－	34.4	－	37.9	40.1	41.0
尼崎東海岸	－	－	－	－	－	－	－	－
尼崎末広	31.4	34.6	－	36.7	－	40.2	42.4	43.3
鳴尾浜	33.6	36.8	－	38.9	－	42.4	44.6	45.5
甲子園浜	－	－	－	－	－	－	－	－
西宮浜	36.9	40.1	－	42.2	－	45.7	47.9	48.8
南芦屋浜	－	－	－	－	－	－	－	－
深江浜	40.6	43.8	－	45.9	－	49.4	51.6	52.5
住吉浜・魚崎浜	43.1	46.3	－	48.4	－	51.9	54.1	55.0
六甲アイランド北	43.9	47.1	－	49.2	－	52.7	54.9	55.8
六甲アイランド西（仮称）	－	－	－	－	－	－	－	－
ポートアイランド東（仮称）	49.1	52.3	－	54.4	－	57.9	60.1	61.0
ポートアイランド西（仮称）	－	－	－	－	－	－	－	－
駒栄（仮称）	58.0	61.2	－	63.3	－	66.8	69.0	69.9
湊川JCT	58.4	61.6	－	63.7	－	67.2	69.4	70.3

神戸市道高速道路湾岸線
（相互利用区間）

	垂水ＪＣＴ
名谷ＪＣＴ	1.2

大阪市道高速道路淀川左岸線・一般国道1号（淀川左岸線延伸部）
（2号淀川左岸線）

							内環（仮称）	西日本・阪神 接続部（仮称）
						豊崎（仮称）	-	0.3
				大淀（仮称）	-	-	-	7.4
			海老江北（仮称）・ 海老江JCT	2.0	4.2	-	-	11.6
		大開	-	-	-	-	-	-
	島屋・ ユニバースシティ	2.0	3.2	5.2	7.4	-	-	14.8
淀川左岸舞洲・ 北港JCT	0.9	-	-	-	-	-	-	-
		正蓮寺川	4.8	6.0	8.0	10.2	-	17.6

大阪府道高速大和川線
(6号大和川線)

大阪府道高速大和川線 (6号大和川線)							松原線・ 大和川線分岐
				常磐(東行) (仮称)	天美 (仮称)	三宅西	0.6
						-	-
			常磐(西行) (仮称)		1.5	-	3.4
		鉄砲(東行) (仮称)		-	-	-	-
			3.1	-	5.7	-	7.6
三宅・ 三宅JCT	鉄砲(西行)	-	-	-	-	-	-
	1.4	-	5.2	-	7.8	-	9.7

兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線
(7号北神戸線・北神戸線(北延伸線))

兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線 (7号北神戸線・北神戸線(北延伸線))														西宮山口東・西宮山口JCT	五社
														2.5	-
														-	-
														7.2	2.7
														-	-
														11.6	9.6
														16.2	14.2
														21.6	17.1
														22.6	18.1
														23.5	19.0
														25.0	20.5
														27.5	23.0
														30.4	25.9
														32.3	27.8

	柳谷 J C T
五社	-
西宮山口東・西宮山口 J C T	-
西宮山口南	-
有馬口	-
からと東	4.5
からと西	-
箕谷・箕谷 J C T	11.4
藍那	16.0
しあわせの村	18.9
白川 J C T	19.9
布施畑東	20.8
布施畑西・布施畑 J C T	22.3
前開	24.8
永井谷	27.7
伊川谷 J C T	29.6

神戸市道高速道路2号線
(31号神戸山手線)

道高速道路 2 号線 3 1 号神戸山手線)			白川 J C T	
		妙法寺	白川南	2.7
湊川 J C T	神戸長田	-	-	-
	-	3.5	4.6	7.3
	-	5.3	6.4	9.1

神戸市道生田川箕谷線
(32号新神戸トンネル)

		新神戸駅	箕谷・箕谷 JCT
	二宮・神若	-	6.9
国道 2 号	-	-	7.7
	-	-	8.5

出入口等	利用距離 (km)
神田出口	3.2
東大阪荒本出口・東大阪JCT出口（中野方向から進行して流出する出口等に限る。）	3.6
三宅西出口	2.2
北津守出口	3.1
大正西出口	1.5
泉大津入口（岸和田北方向へ進行する入口に限る。）（ただし、当該入口における料金徴収開始のときまで適用する。）	16.9
前開出口（永井谷方向から進行して流出する出口に限る。）	4.8
箕谷出口（二宮方向から進行して流出する出口に限る。）	8.5

○普通車、大型車及び特大車の種類

本文中、記〔2〕三（１）に定める普通車、大型車及び特大車の種類は、以下のとおりとする。

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗員定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両

大型車	リ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(へに該当するものを除く。)、車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
	ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたものの並びに同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、へ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車(4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(リに該当するものを除く。)
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車(その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(チ又はルに該当するものを除く。)

別紙特 3 を次のとおり改める。

別紙特 3

(協定第 5 条第 3 項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪池田線等に関する 特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

大阪府道高速大阪池田線等に関する
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H27	413
H28	5,727
H29	55,584
H30	33,708
H31	34,177
H32	48,321
H33	29,393
H34	29,421
H35	30,400
H36	54,371
H37	834
H38	836
H39	6,359
H40	6,352
H41	29,115

(注1) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長

勢 山 廣 直

阪神高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長

幸 和 範